

二、十ヶ年以上は一ヶ年に付五十日分

三、八時間制の実施、最低賃金一圓六拾錢に制定
四、會社直屬の寄宿舎を設置せられ度し但食費一日三十錢の

事

五、不當なる強制休業制度を撤廃せられ度

六、マイト及キヤツブライト代會社負擔とせられ度

七、坑内作業中事故の爲中途昇坑の時相當の賃金を支給せられ度

八、積立金の拂下を簡便にせられ度

九、採炭賃金の總決算を毎月一回發表せられ度

十、分配所制度を購買會制度に改組せられ度

イ、公傷を私傷とせざること

3

- 四、一般患者に對する治療を親切町寧にすること
五、不當治療費を輕減の爲一週間に一回信用ある醫師を招
かれ度
六、坑内設備を完全にせられ度
七、娛樂場の設備を徹底せられ度
八、本件に關し絶對に犠牲者を出さること
九、六月二十二日午後二時争議圓側は前日の約束に依り炭坑當局
を訪問し歎願書に對する回答を求めたるに炭坑當局は之を拒
絶したので右歎願書に更に
十、争議期間中の稼動者の日給を支給すること
十一、争議費用會社全額負擔のこと